

【七戸町】

令和6年度住民税非課税世帯に対する生活支援給付金 （3万円/1世帯）のご案内

- 令和6年度住民税非課税世帯に対する生活支援給付金は、物価高騰の負担感が大きい低所得世帯の負担軽減を図る為、住民税均等割が非課税の世帯に給付されるものです。

給付金の支給額

1世帯あたり 3万円

給付金の支給時期

七戸町が確認書（または申請書）を受理した日から4週間後を目安に指定口座へ振り込みます。

手続き方法

- ① 対象と思われる世帯へは支給要件確認書が送付されますので、必要事項を記載のうえ、提出期限日までに支給要件確認書の提出が必要です。
- ② 令和6年1月2日以降の転入者を含む世帯で課税状況が確認出来なかった世帯や未申告者を含む世帯は、申請書の提出が必要です。

上記①に該当する場合

上記②に該当する場合

町から確認書が届きます（要返送）

※一部申請が必要な場合があります



提出期限：令和7年5月9日（金）消印有効

令和6年12月13日時点の住民登録情報により町から確認書が送付されます。必要事項をご記入いただき、返信用封筒により返送ください。

詳しくは裏面「Ⅰ」へ

申請が必要です

申請期限：令和7年5月9日（金）

まずは、町へお問い合わせいただき、該当となる見込みの場合は申請をしてください。

詳しくは裏面「Ⅱ」へ

給付金の手続き詳細は裏面をご確認ください。

給付金の手続き詳細

I 令和6年度の市町村民税均等割が課税されていない者のみで構成される世帯

世帯の全ての方が、令和6年1月1日以前から現住所にお住まいの場合

- 対象となる世帯へ町から、給付内容や確認事項が書かれた支給要件確認書が届きます。
- 内容確認と必要事項をご記入のうえ、**返送ください**。



【確認事項】

- ①世帯員全員が住民税均等割が課税されている他の親族等の扶養を受けていないか
- ②世帯の中に住民税が課税となる所得があるにもかかわらず未申告となっている者がいないか

II 世帯の中に、令和6年1月2日以降に転入した方がいる場合など

- 給付金を受け取るには、**申請が必要**です。
- 申請に係る必要事項の確認と、書類の記入が必要となりますので、保健福祉課窓口までお越し願います。



! 令和6年度住民税非課税世帯に対する生活支援給付金の
「振り込め詐欺」や「個人情報の詐取」にご注意ください！



自宅や職場などに都道府県・市区町村や国(の職員)などをかたる不審な電話や郵便があった場合は、お住まいの市区町村や最寄りの警察署が警察相談専用電話(# 9110)へご連絡ください。

お問い合わせ・申請窓口

七戸町 保健福祉課
 **0176-68-4631**

受付時間 8:15~17:00 (土日祝を除く)

注 確認書提出のみで手続きが終了となる方は、窓口が混雑することが予想されるため、極力、返信用封筒での提出をお願いします。